

議案第三十三号

宇都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例中一部改正の件

宇都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十一号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇都市長 篠崎圭二

第十五条第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第二十三条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第三十五条第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第三項中「第六条第二項中「利用の」を「第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の」に改める。

第五十三条第二項第二号中「磁気ディスク、シール・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要な事項の掲示方法の見直しその他所要の整備を行うも

のである。
これが、この条例案を提出する理由である。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項

(掲示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項

(掲示等)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第三十五条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保

育を提供していいる施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第三十六条

育を提供していいる施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第三十六条

育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

第三十六条

育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「利用

特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「利用

に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲

申込用

げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第五十三条

2

（電磁的記録等）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の項目を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第五十三条

2

（電磁的記録等）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）

をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

議案第42号

宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る 指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市俵田翁記念体育館	宇部市恩田町四丁目1番1号
恩田運動公園	野球場 宇部市恩田町四丁目1番4号
	陸上競技場 宇部市恩田町四丁目1番2号
	多目的グラウンド 宇部市恩田町四丁目1番

2 指定管理者の候補者

宇部市体育協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市体育協会

理事長 千葉泰久

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野明人

3 指定する期間

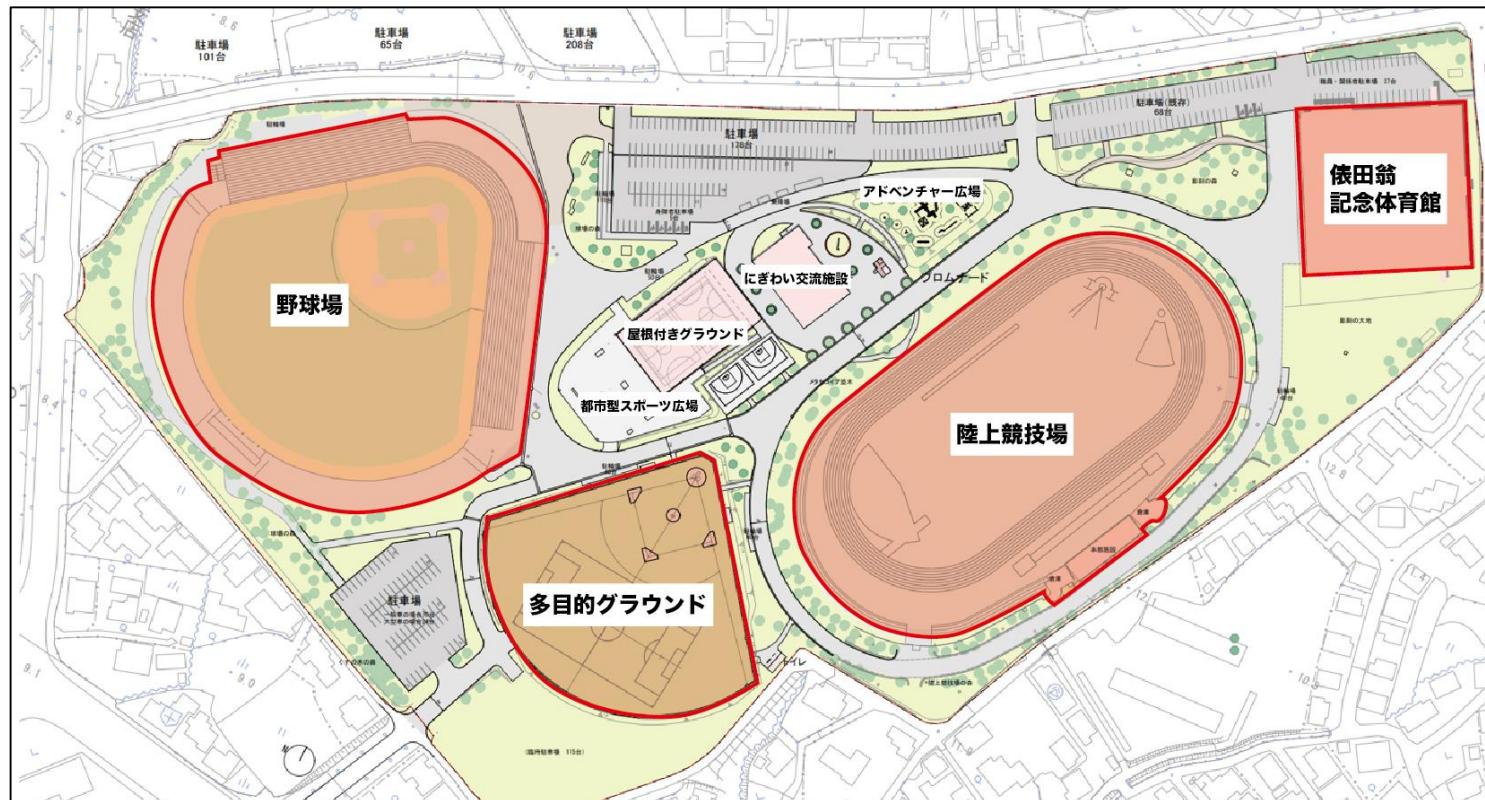
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案42号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育馆ほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

1.施設名称

- ・宇部市俵田翁記念体育馆 (宇部市恩田町四丁目1番1号)
- ・野球場 (宇部市恩田町四丁目1番4号)
- ・陸上競技場 (宇部市恩田町四丁目1番2号)
- ・多目的グラウンド (宇部市恩田町四丁目1番)

2.施設位置図



議案42号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

3.指定管理候補者

(1)団体名 共同体の事業所所在地	宇部市体育協会グループ 宇部市恩田町四丁目1番4号
(2)代表団体 ①団体名 ②代表者名 ③主たる事業所の所在地	公益財団法人 宇部市体育協会 理事長 千葉 泰久 宇部市恩田町四丁目1番4号
(3)構成団体 ①団体名 ②代表者名 ③主たる事業所の所在地	美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人 大阪市中央区北浜四丁目1番23号

4.指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)

恩田スポーツパーク内対象施設	R6年度	R7-R20年度
俵田翁記念体育館		
野球場（ユーピーアールスタジアム）	指定管理 R6.4～R7.3まで	
陸上競技場		
多目的グラウンド（R6.4供用開始予定）		指定管理 R7.4～R21.3まで
にぎわい交流施設（R7.4供用開始予定）		
屋根付きグラウンド（R7.4供用開始予定）	整備工事	
都市型スポーツエリア・その他施設		

5.指定管理候補者選定の経緯(恩田スポーツパーク整備・管理運営業務)

内 容	期 日
事業者公募	令和4年12月28日（木）
事業者選定委員会	令和5年4月29日（土）
恩田スポーツパーク整備・管理運営基本協定締結	令和5年6月30日（土）
指定管理者指定申請書の提出	令和5年12月28日（火）

6.選定理由

維持管理・運営の提案は、施設の設置目的を十分理解するとともに、豊富な実績を活かし、既存の施設を活用した健康教室や関係機関等と連携したスポーツイベントの開催に加え、新たなイベントの開催など、幅広い年齢層や利用者のニーズに応える内容が含まれていた。また、提案内容は実現性が高く、適切に実施されれば公園の魅力をさらに高めることができると評価された。また、経費においても、適正に確保され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、宇部市体育施設及び都市公園の維持・運営・管理における指定管理者として適切なものと評価された。

議案42号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

7.参考 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル選定委員会における審査結果(1000点満点)

審査項目	配点	候補者	A グループ	B グループ
①事業計画に関する事項	150.00	100.00	75.78	36.86
②施設整備に関する事項	300.00	206.80	143.30	79.58
③維持管理・運営に関する事項	300.00	194.79	159.24	66.08
④設置管理許可施設等に関する事項	150.00	102.03	77.50	37.50
提案価格に関する提案	100.00	99.92	100.00	99.91
総合評価点	1000.00	703.54	555.82	319.93

議案第43号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

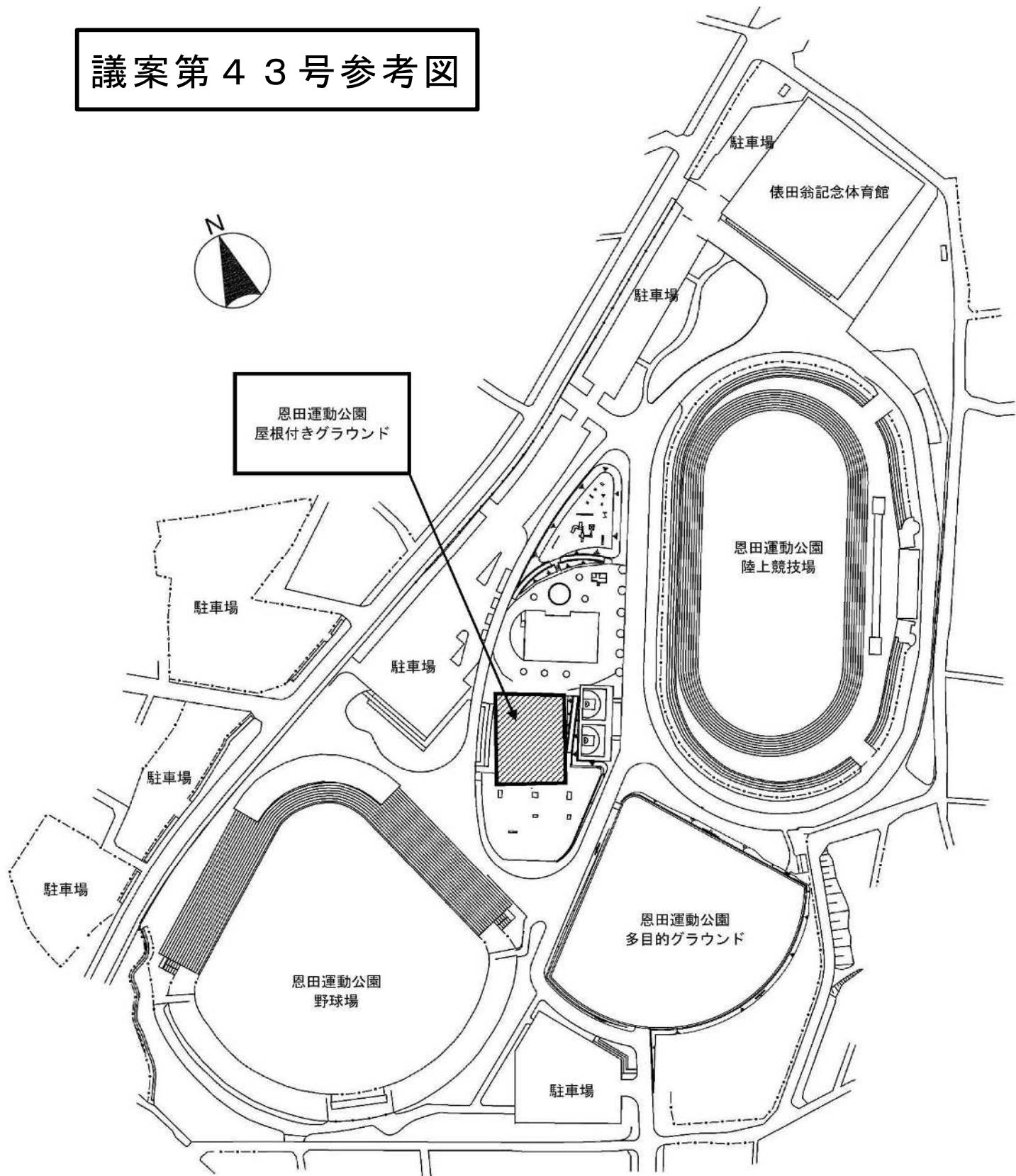
令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 工事名 恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事
- 2 工事場所 宇部市恩田町四丁目地内
- 3 請負金額 一金 213,507,700円也
(うち消費税額及び地方消費税額 19,409,791円)
- 4 契約の方法 隨意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 工事の概要 (1) 建築工事 一式
(2) 補装工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水野明人

議案第43号参考図



凡例



工事箇所

配置図

S=1:2,500

1.施設イメージ



建築用途:スポーツの練習場

躯体構造:鉄骨造 膜構造:構造形式:骨組膜構造
平屋建て

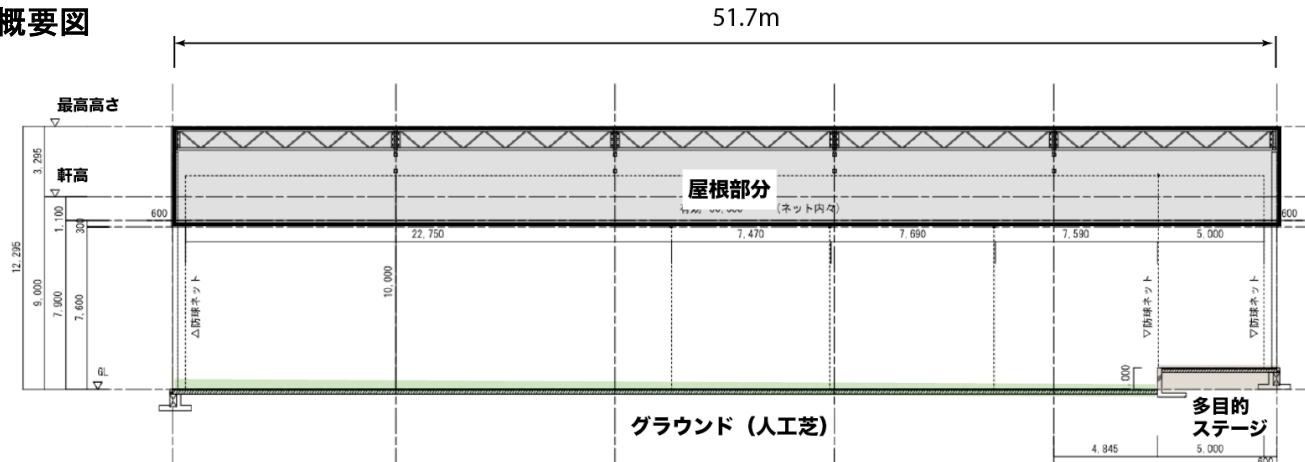
建築面積、床面積:1,638.89m² (51.7m × 31.7m)

屋根:膜材仕上げ (ポリエステル、ポリ塩化ビニルコーティング)

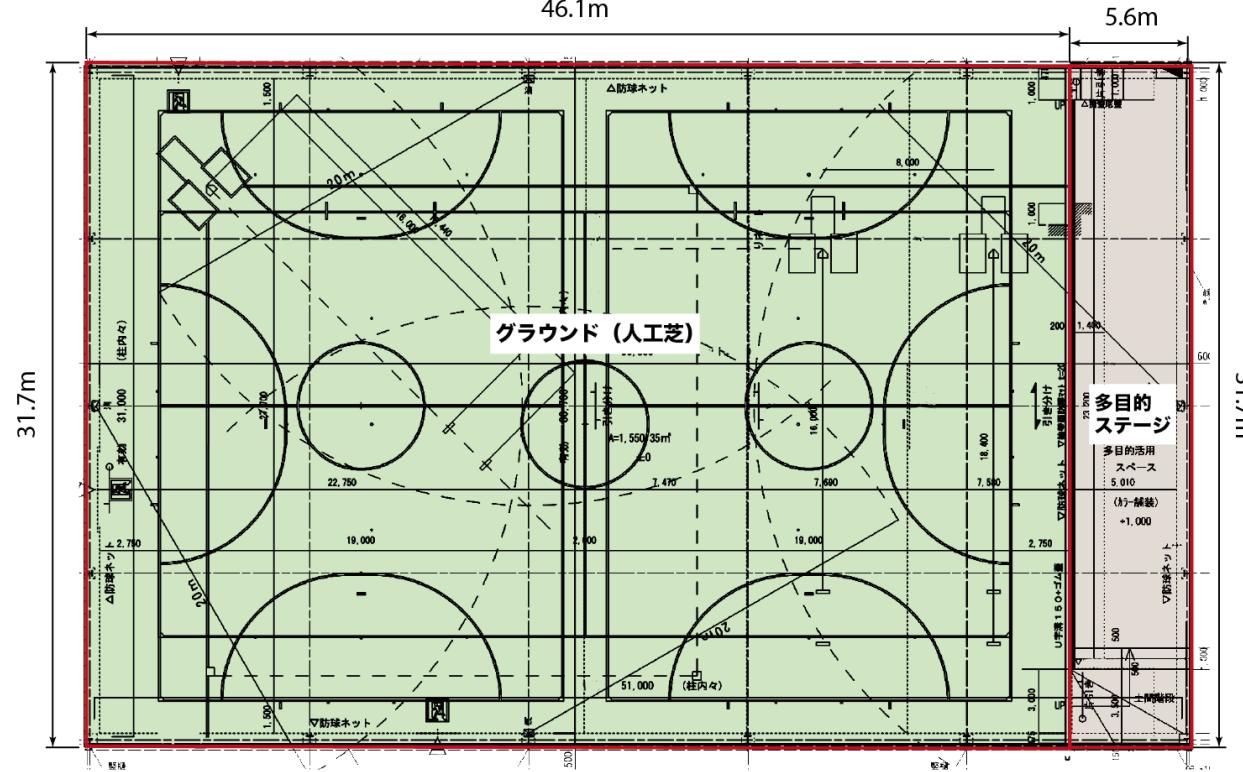
軒高:9.0m(軒下高7.6m)、最高高さ:約12.3m(12.295m)

議案43号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(屋根付きグラウンド)新築工事

2.施設概要図

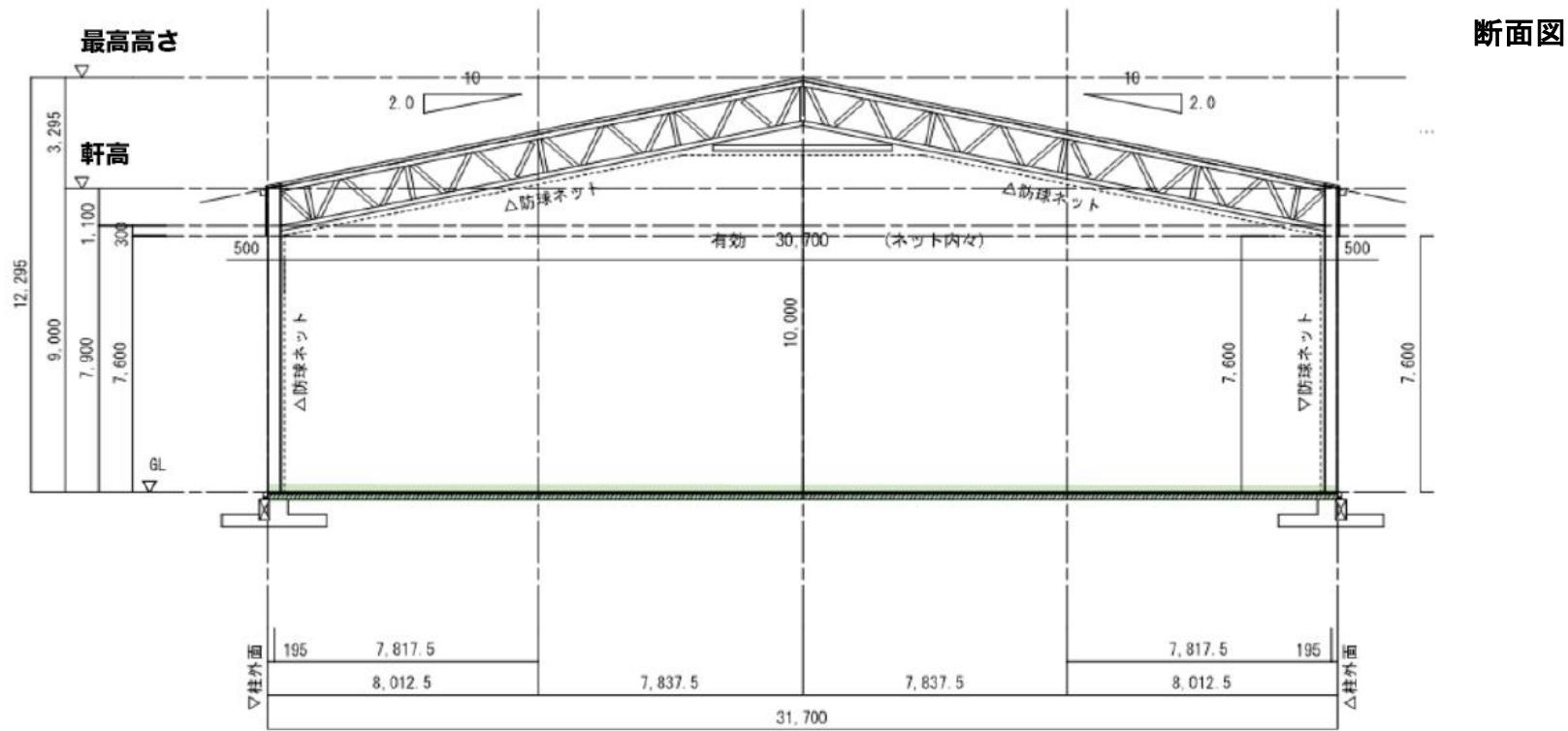


断面図



平面圖

2.施設概要図



議案第二十七号

宇部市介護保険条例中一部改正の件

宇部市介護保険条例（平成十二年条例第十四号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万五千八百八十円」を「三万三千八百五十二円」に改め、同項第二号中「五万三千八百二十円」を「五万九百六十四円」に改め、同項第三号中「五万三千八百二十円」を「五万三千三百三十六円」に改め、同項第四号中「六万四千五百八十四円」を「六万六千九百六十円」に改め、同項第五号中「七万一千七百六十円」を「七万四千四百円」に改め、同項第六号中「八万六千百十二円」を「八万九千二百八十円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第七号中「九万三千二百八十八円」を「九万六千七百二十円」に改め、同号口中「若しくは第十五号口」に改め、同項第八号中「十万七千六百四十円」を「十一万千六百円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同項第九号中「十二万千九百九十二円」を「十二万六千四百八十円」に改め、同号イ中「五百万円」を「四百二十万円」に改め、同号口中「若しくは第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」に改め、同号イ中「五百二十万円」を「十四万三千五百二十円」に改め、同号イ中「五百三十万円」を「四百二十万円以上五百二十万円未満」に改め、同号イ中「五百三十万円以上七百万円未満」を「四百二十万円以上五百二十万円未満」に改め、同号口中「次号口」の下に「、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」を加え、同項第十一号中「十六万千四百六十円」を「十五万六千二百四十円」に改め、同号イ中「七百万円以上七百万円未満」を「五百二十万円以上六百二十万円未満」に改め、同号口中「部分を除く。」の下に「又は次号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口」を加え、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七
万千百二十円

イ 合計所得金額が六百二十万円以上七百二十万円未満であり、かつ、前各号
のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ
る保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三
十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第十四号ロ若
しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

第三条第一項に次の四号を加える。

十三 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十七
万八千五百六十円

イ 合計所得金額が七百二十万円以上八百万円未満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ
る保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三
十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ若しくは第十五
号ロに該当する者を除く。）

十四 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十九
万三千四百四十円

イ 合計所得金額が八百万円以上九百万円未満であり、かつ、前各号のいづれ
にも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ
る保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三
十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を
除く。）

十五 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 二十
万八千三百二十円

イ 合計所得金額が九百万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいづれに
も該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ
る保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三
十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十六 前各号のいづれにも該当しない者 二十二万三千二百円

第三条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年

度まで」に、「二万五千五百二十八円」を「二万二千二百四円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万五千五百二十八円」を「二万二千二百四円」に、「三万五千八百八十円」を「三万六千八十四円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万五千五百二十八円」を「二万二千二百四円」に、「五万二百三十二円」を「五万九百六十四円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇都宮市介護保険条例の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「説明」

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、令和六年度から令和八年度までの保険料率を定めるとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

旧

新

対

照

表

(保険料率)

第三条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万五千八百八十円

二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万三千八百二十円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万三千八百二十円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万四千五百八十四円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万五千七百六十円

六 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 八万六千百十二円

口 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護（生活保護法の規定による保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第八号口、第九号口、第十号口若しくは第十一号口

く。）
に該当する者を除く。）

(保険料率)

第三条 令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万三千八百五十二円

二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万九百六十四円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万九百三十六円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万六千九百六十円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万四千四百円

六 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 八万九千二百八十九円

口 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護（生活保護法の規定による保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

く。）

七 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 九万三

千二百八十八円

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第九号口、第十号口若しくは第十一号口

に該当する者を除く。）

八 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十万七

千六百四十円

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十号口若しくは第十一号口

に該当

する者を除く。）

九 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十二万

千九百九十二円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上五百円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口若しくは第十一

号口

に該当する者を除く。

七 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 九万六

千七百二十円

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

八 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十一万

千六百円

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

する者を除く。）

九 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 十二万

六千四百八十円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上四百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。

く。)

十 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者

十四万

三千五百二十円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口

に該当する者を除く。）

十一 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者

十六万

千四百六十円

イ 合計所得金額が七百万円以上八千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）

するものを除く。）

十二 前各号のいずれにも該当しない者

十七万九千四百円

く。)

十 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者

十四万

千三百六十円

イ 合計所得金額が四百二十万円以上五百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

十一 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者

十五万

六千二百四十円

イ 合計所得金額が五百二十万円以上六百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

十二 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者

十七万

千百二十円

イ 合計所得金額が六百二十万円以上七百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を

必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

十三 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 合計所得金額が七百二十万円以上八百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 八千五百六十円

イ 合計所得金額が七百二十万円以上八百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口若しくは第十五号口に該当する者を除く。）

十四 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 一千四百四十円

イ 合計所得金額が八百万円以上九百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

イ 合計所得金額が九百万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 要保護者であつて、その者が課され

十五 各年度分の保険料の賦課期日において、次のいずれかに該当する者 二十八千三百二十円 合計所得金額が九百万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 要保護者であつて、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による保険料率を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十六 前各号のいずれにも該当しない者二十二万三千二百円

2 所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第一項第一号に該当する者の令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万五千五百二十八円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。

この場合において、前項中「二万五千五百二十八円」とあるのは、「三万五千八百八十円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万五千五百二十八円」とあるのは、「五万二百三十二円」と読み替えるものとする。

2 所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第一項第一号に該当する者の令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万五千二百四円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万五千二百四円」とあるのは、「三万六千八十四円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万五千二百四円」とあるのは、「五万九百六十四円」と読み替えるものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例中一部改正の件

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成三十年条例第十三号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第二項中「利用者の数が三十五」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第百十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が四十四」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第七条第三項第二号中「同一敷地内にある」を削る。

第八条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占

める割合」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の二項を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第九条の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新
旧
対
照
表

(従業者)

第六条

(従業者)

第六条

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の
数が三十五

又

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の
数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介
護予防支援事業者の指定を併せて受け、又
は法第百十五条の二十三第三項の規定によ
り地域包括支援センターの設置者である指
定介護予防支援事業者から委託を受けて、
当該指定居宅介護支援事業所において指定
介護予防支援を行う場合にあつては、当該
事業所における指定居宅介護支援の利用者
の数に当該事業所における指定介護予防支
援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加
えた数。次項において同じ。)が四十四又
はその端数を増すごとに一とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護
支援事業所が、公益社団法人国民健康保険
中央会(昭和三十四年一月一日に社団法人
国民健康保険中央会という名称で設立され
た法人をいう。)が運用及び管理を行う指
定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービ
ス事業者等の使用に係る電子計算機と接続
された居宅サービス計画の情報の共有等の
ための情報処理システムを利用し、かつ、
事務職員を配置している場合における第一
項に規定する員数の基準は、利用者の数が
四十九又はその端数を増すごとに一とす
る。

(管理者)

第七条

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所
の職務に従事する場合(その管理する指
定居宅介護支援事業所の管理に支障がな
い場合)

い場合に限る。)

(説明及び同意)

第八条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるること。前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者によつて提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならぬ。

い場合に限る。)

(説明及び同意)

第八条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者はその家族に対し、居宅サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるること。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者によつて提供されたものが占める割合について説明を行い、

地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合につき説明を行い、

3|

(提供拒否の禁止)

第九条

(提供拒否の禁止)

第九条

理解を得るよう努めなければならない。

4|

(提供拒否の禁止)

第九条

(身体的拘束等の禁止)

第九条の二 指定居宅介護支援の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二

(業務継続計画の策定等)

第九条の二

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十六年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第七条第一項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができます。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第八条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第三項中「担当職員」の下に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）」を「省令」に改める。

第十四条の二の次に次の二条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十四条の三 指定介護予防支援の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心情の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 照 表

旧

対

新

(従業者)

第六条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(従業者)

第六条 地域包括支援センターの設置者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第七条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、

当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成二年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）

でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（説明及び同意）

第八条

（説明及び同意）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第十条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第十条 地域包括支援センターの設置者は、法第百十五

は、法第百十五

条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十六条第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

（虐待の防止）

第十四条の二

（身体的拘束等の禁止）

第十四条の三 指定介護予防支援の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（省令

第一百四十六条第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

（虐待の防止）

第十四条の二

（身体的拘束等の禁止）

第十四条の三 指定介護予防支援の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第三十九号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇都市長 篠 崎 圭 二

第七条第五項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項ただし書中「当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十一条の二 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第十九条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第二十条ただし書中「職務に従事し、又は同一敷地内の」を「職務又は」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第二十三条中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第二十三条の四ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条の八及び第二十三条の十中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に改める。

第二十三条の十三第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条の十八中「第十一条」の下に「、第十一条の二」を、「第十六条の二」の下に「まで」を加える。

第二十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十条中「、第十一条」を「から第十一条の二まで」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十七条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第三十八条第一項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第二百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第四十二条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第四項ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第五十条の二を削る。

第五十一条中「及び」を「、第四十二条及び」に改める。

第五十三条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加え

る。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 指定地域密着型サービス基準第百二十九条において準用する同基準第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第五十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十八条中「第四十三条及び第五十条の二」を「第四十二条及び第四十三条」に改める。

第六十一条第八項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第六十一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第六十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十八条中「第五十条の二」を「第四十二条」に改める。

第七十三条第七項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等」を削り、

同条第三項中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十二条第三項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「説明」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(従業者)

第七条

新 旧 対 照 表 新

(従業者)

第五

|十一| 指定介護療養型医療施設

|十二|

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第八条 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(提供拒否の禁止)

第十一条

新 旧 対 照 表 新

(従業者)

第五

|十一|

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第八条 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(提供拒否の禁止)

|十一| (身体的拘束等の禁止)

第十一条の二 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（従業者）

第十九条

4

十一 指定介護療養型医療施設

十二

（管理者）

第二十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一緒に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体化的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第二十三条 第十条、第十一条 及び第十二条の二から第十六条の二までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（従業者）

第十九条

4

十一

（管理者）

第二十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は（他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一緒に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体化的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第二十三条 第十条から第十二条の二まで及び第十二条の二から第十六条の二までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の八 第十条、第十一条
一、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで及び第二十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第二十三条の十 第十条、第十一条
一、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十三条の二、第二十三条の四、第二十三条の六及び第二十三条の七の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の十三 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の十八 第十一条
一、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六及び第二十三条の

(管理者)

第二十三条の八 第十条から第十一条の二まで、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで及び第二十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第二十三条の十 第十条から第十一条の二まで、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十三条の二、第二十三条の四、第二十三条の六及び第二十三条の七の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十三条の十三 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第二十三条の十八 第十一条、第十一条の二
一、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六及び第二十三条の

七の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十六条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第三十条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十三条の六及び第二十三条の七の規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第三十四条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

七の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第二十六条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第三十条 第十条から第十二条の二まで、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十三条の六及び第二十三条の七の規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(管理者)

第三十四条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

当該指定小規	模多機能型居心型共同生活	宅介護事業所	介護事業所、指
に中欄に掲げ	定地域密着型	施設等のい	特定施設、指定
る施設等のい	定地域密着型	ずれかが併設	され
まれて	地城密着型介	ている場	て
する。	護老人福祉施	り	る。
（又は介護医療院）	設、指定介護老	護老人保健施	設、指定介護療
あるものに限	人福祉施設、介	養型医療施設	（医療法）昭和
る療養病床を有する診療所	護老人保健施	二十三年法律	第二百五号）第
であるものに限る。）又は介護医療院	設、指定介護療	七条第二項第	四号に規定す

の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第四十二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2

に従事することができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第四十二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2

3 | 2

1 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（管理者）

第四十七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職

（管理者）

第四十七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職

務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（身体的拘束等の禁止）

第五十条の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(準用)

第五十一条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七及び

第四十三条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(従業者)

第五十三条

- 二 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7

10

11 10 二
次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

- 一 指定地域密着型サービス基準第百二十九条において準用する同基準第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
イ 利用者の安全及びケアの質の確保
ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

(準用)

第五十一条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条から第十六条の二まで、第二十三条の六、第二十三条の七、第四十二条及び第四十三条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(従業者)

第五十三条

ハ 緊急時の体制整備

二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（管理者）

第五十四条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第五十八条 第十一条、第十二条の二、第十
四条から第十六条の二まで、第二十三条の
六、第二十三条の七、第四十三条及び第五
十条の二の規定は、指定地域密着型特定施
設入居者生活介護の事業について準用す
る。

（管理者）

第五十四条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第五十八条 第十一条、第十二条の二、第十
四条から第十六条の二まで、第二十三条の
六、第二十三条の七、第四十二条及び第四
十三条の規定は、指定地域密着型特定施
設入居者生活介護の事業について準用す
る。

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

（緊急時等の対応）

第六十一条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、前条第一項第一号に掲げる医師

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

第六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（準用）

第六十八条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第十六条の二、

三 病院 栄養士又は 管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

（緊急時等の対応）

第六十一条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、前条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（準用）

第六十八条 第十条、第十一条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第十六条の二、

第二十三条の六及び第五十条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(従業者)

第七十三条

7

四 指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

五

(管理者)

第七十四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

3 第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。）として認知症である者の介護に三年以上従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならぬ。

第二十三条の六及び第四十一条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(従業者)

第七十三条

7

(管理者)

第七十四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条において同じ。）として認知症である者の介護に三年以上従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならぬ。

83

議案第三十一号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第四十号）の一部を次のように改める。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第四十号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇都市長 篠崎圭二

目次中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「第三十九条」を「第三十八条」に、「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二章中第十七条の二の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第十七条の三 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十一条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十四条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第二十五条第一項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、

同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第二十九条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第四項中「若しくは」を「又は」に改め、同項ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第三十八条を削る。

第三十九条中「第十七条の二まで」の下に「、第二十九条」を加え、同条を第三十一条とする。

第六章中第四十条を第三十九条とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

- この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

「説明」

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

目次

第二章 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第六条—第十七条）

第五章 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（第三十二条—第三十九条）

第六章 補則（第四十条）

（管理者）

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（虐待の防止）

第十七条の二

（身体的拘束等の禁止）

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（虐待の防止）

第十七条の二

（身体的拘束等の禁止）

第二章 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

2 | 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

目次

第二章 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第六条—第十七条）

第五章 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（第三十二条—第三十九条）

第六章 補則（第三十九条）

（管理者）

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（虐待の防止）

第十七条の二

（身体的拘束等の禁止）

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（虐待の防止）

第十七条の二

（身体的拘束等の禁止）

(管理者)

第二十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第二十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2

(管理者)

第二十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

(身体的拘束等の禁止)

第二十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行動を制限する

行つてはならない。

身体的拘束等

を

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

3 | 2

業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（管理者）

第三十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（身体的拘束等の禁止）

第三十八条 指定介護予防認知症対応型共同

第三十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第三十九条 指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（準用）

第三十九条 第十条、第十一条、第十二条の

二から第十七条の二まで 及び

第三十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（その他）

第四十条

（準用）

第三十八条 第十条、第十一条、第十二条の

二から第十七条の二まで、第二十九条及び

第三十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（その他）

第三十九条

議案第三十一号

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条の二の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「第二十二条」を「第七条」に、「山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、山口県」を「山口県」に改め、同号ヘ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第二号ロ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ハ中「（ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第十条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第十一条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の見出し並びに同条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第二号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険

者」を「被保険者」に改め、同項第三号イ中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の二から第十三条の五までを次のように改める。

第十三条の二から第十三条の五まで 削除

第十三条の五の二を削る。

第十三条の六中「又は第十三条の二」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十条の基礎賦課額と第十三条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）」を削る。

第十三条の六の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十三条の六の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第十三条の六の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の六の五の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十三条の六の六から第十三条の六の九まで 削除

第十三条の六の十中「又は第十三条の六の六」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十三条の六の六の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十三条の七第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条第一項及び第二項中「、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六」を「若しくは第十三条の六の三」に改め、「若しくは第十三条の五」を削る。

第十七条の二第一項中「又は第十三条の二」を削り、同項第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同条第三項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に、「第十三条の五」を「第十三条の六の

五」に改め、同条第四項中「又は第十三条の二」を削る。

第十七条の五第一項中「又は第十三条の五」、「又は第十三条の六の八」及び「、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と」を削り、同条第四項第一号中「又は第十三条の五」を削り、同条第六項中「又は第十三条の五」、「又は第十三条の六の八」及び「、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と」を削る。

第十七条の六第一項中「又は第十三条の二」を削り、同条第三項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十三条の二」を削り、同条第七項中「又は第十三条の二」及び「又は第十三条の六の六」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第八項中「又は第十三条の二」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市国民健康保険条例の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ、退職者医療制度の廃止その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新　　旧　　対　　照　　表

旧

旧

対

照

表

新

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保險者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」といいう。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当

該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

(基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち
第十七条の二、基礎賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一

イ 療養の給付に要する費用

の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用

の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用

（山口県が行う国民健康保険的一般被

保険者に係るものに限り、山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高

の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高

齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

（その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二

口 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に係るものにおいて同じ。）に係るも

齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

（その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

二

口 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に係るも

齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

二

口 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に係るも

のを除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの)を除く。) の額

ハ

法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金(ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るもの)を除く。) の額

二

その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第十条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十二条 前条の所得割額は、一般被保険者

のを除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの)を除く。) の額

ハ

法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金(ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

二

その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(基礎賦課額)

第十条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第十二条 前条の所得割額は、被保険者

に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これららの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第一項又は第三十五条の三

に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する长期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これららの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第一項又は第三十五条の三

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十三条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課

総額の百分の五十五に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十三条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課

総額の百分の五十五に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場

合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る

基礎賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

一般被保険者に係る基礎賦課総額の百

分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割

基礎賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

基礎賦課総額の百

分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第十三条の二 保険料の賦課額のうち退職被

保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十三条の三 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第十三条の四 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第十三条の五 第十三条の二の被保険者均等割額は、第十三条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第十三条の五の二 第十三条の二の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世帯 第十三条第一項第三号イに定めると同様により算定した額

二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第十三条第一項第三号ロに定めるといふにより算定した額

三 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がい

第十三条の二から第十三条の五まで 削除

削除

ない場合に限る。) 第十三条第一項第三号ハに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条又は第十三条の二の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十条の基礎賦課額と第十三条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）は、六十五万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第七条の六の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、山口県が行う国民健康保険の一 般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

二

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

ない場合に限る。） 第十三条第一項第三号ハに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条の基礎賦課額

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第七条の六の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

二

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

るものに限る。) の額

口 その他国民健康保険事業に要する費

用(国民健康保険事業費納付金の納付
に要する費用に限る。) のための収入

(法附則第九条第一項の規定により読

み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による
繰入金を除く。) の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦
課額)

第十三条の六の三 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦
課額の所得割額の算定)

第十三条の六の四 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦
課額の保険料率)

第十三条の六の五 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十五に相当する額を一般被保險者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第二十九条の七第三項第四号ただ

るものに限る。) の額

口 その他国民健康保険事業に要する費

用(国民健康保険事業費納付金の納付
に要する費用に限る。) のための収入

(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による
繰入金を除く。) の額

(後期高齢者支援金等賦
課額)

第十三条の六の三 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する被保険者につき 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦
課額の所得割額の算定)

第十三条の六の四 前条の所得割額は、被保險者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦
課額の保険料率)

第十三条の六の五 後期高齢者支援金等賦
課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齲者支援金等賦課総額の百分の五十五に相当する額を被保險者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第二十九条の七第三項第四号ただ

し書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十三条の六の六 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びにその世帯について算定した世帯別平等割額の合計額とする。
(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十三条の六の七 前条の所得割額は、退職

被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十三条の六の五の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第十三条の六の八 第十三条の六の六の被保險者均等割額は、第十三条の六の五の規定により算定した額と同額とする。

し書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯

後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

第十三条の六の六から第十三条の六の九まで削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第十三条の六の九 第十三条の六の六の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世帯 第十三条の六の五第一項第三号イに定めるところにより算定した額

二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第十三条の六の五第一項第三号ロに定めるところにより算定した額

三 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第十三条の六の五第一項第三号ハに定めるところにより算定した額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十三条の六の十 第十三条の六の三又は第十三条の六の六の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十三条の六の六の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十六条及び第十七条の二において同じ。）は、二十二万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七

二

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により

替えられた法第七十五条の規定により

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十三条の六の十	第十三条の六の三	の後期高齢者支援金等賦課額
は、二十四万円を超える	ことができる。	

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七

二

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により

替えられた法第七十五条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

口 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入
（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額

（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

口 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入
（法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条若しくは第十三条の六の三の額

（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十

三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十一条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅し

三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十一条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅し

た日が月の初日であるときに限り、その前日とする。」の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定めた金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定めた金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加

た日が月の初日であるときに限り、その前日とする。」の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定めた金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定めた金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加

えた金額)に、五十三万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十三条の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十一条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の

えた金額)に、五十四万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「二十四万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十三条の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十一条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の

五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五又は第十三条の六の八」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課

額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条又は第十三条の五」とあるのは「第十三条の六の五又は第十三条の六の八」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条の六の五第二項」と、「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。
(出産被保険者の保険料の減額)

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と、「第十三条」と、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

4

一 第十三条 の基礎賦課

額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と、「第十三条」と、「第十三条の六の五」とあるのは「第十三条の六の五」と、「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。
(出産被保険者の保険料の減額)

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

うち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十

三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「一十一万円」

と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦

うち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十

三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「一十四万円」

と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦

うち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

課額の減額について準用する。」の場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「一二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあらるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十一条又は第十三条の三」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十五万円」とあるのは「一二十四万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあらるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

令和6年3月宇部市議会定例会

文教民生委員会

健 康 福 祉 部

目 次

議案第 27 号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	P 1
議案第 28 号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 3
議案第 29 号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 3
議案第 30 号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 7
議案第 31 号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	P 7
議案第 32 号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	P 15

議案第27号

宇部市介護保険条例中一部改正の件

1 改正の趣旨

介護保険法の規定に基づく介護事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第9期宇部市高齢者福祉計画期間中の介護保険料を定めるもの。

2 改正の内容

令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、各所得段階別年額保険料を定めるとともに、第9段階以降の該当要件の変更及び第13、14、15、16段階の追加。（別紙資料1参照）

3 施行期日

令和6年4月1日

所得段階別介護保険料一覧(新旧比較)

資料1

第8期 (R3年度～R5年度)					第9期 (R6年度～R8年度)				
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額	保険料月額	所得段階	対象者	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.5	35,880	1,794	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.455	33,852	1,767
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以下の人	0.75	53,820	2,990	第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以下の人	0.285 0.685	21,204 50,964	3,007
第3段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.75	53,820	4,186	第3段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.485 0.69	36,084 51,336	4,247
第4段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.9	64,584	5,382	第4段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.9	66,960	5,580
第5段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超の人	基準額	71,760	5,980	第5段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超の人	基準額	74,400	6,200
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	86,112	7,176	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	89,280	7,440
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	93,288	7,774	第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	96,720	8,060
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	107,640	8,970	第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	111,600	9,300
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.7	121,992	10,166	第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	126,480	10,540
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2	143,520	11,960	第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	141,360	11,780
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.25	161,460	13,455	第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	156,240	13,020
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.5	179,400	14,950	第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	171,120	14,260
					第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.4	178,560	14,880
					第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.6	193,440	16,120
					第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	2.8	208,320	17,360
					第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	3.0	223,200	18,600

差額	
年額 2,640	月額 220

議案28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…①

議案29号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…②

1 運営基準等の改正の基本的な考え方

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、①平成11年厚生省令第38号、②平成18年厚生労働省令第37号が一部改正されたことに伴い、条例の所要の整備を行うもの。

2 主な改正箇所

(1) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに置くことが必要となる常勤ケアマネジャーの人員基準を見直しする。

① …第6条第2項及び第3項

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除する。

① …第7条第3項

(3) 支援提供時の説明事項に対する理解等取得義務の緩和

事業者の負担軽減を図る観点から、説明事項の一つである前6か月のサービス利用割合等に対し利用者等の理解を得ることについて努力義務とする。

① …第8条第2項及び第3項

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束の適正化を推進する観点から、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- ① …第9条の2、②…第14条の3

(5) 人員配置の見直し

本事業に民間主体の参入が可能となったことから、事業者ごとに介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を定める。

(ア) 地域包括支援センター

原則、管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。

(イ) 指定居宅介護支援事業者

①事業所ごとに1以上の介護支援専門員を配置とする。

②原則、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を必置とする。

③管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。

- ②…第6条及び第7条

(6) 本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備

「担当職員」に「指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員」、「指定介護予防支援の業務の委託」に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」を追記。

- ②…第8条第3項及び第10条第1項

3 施行年月日 令和6年4月1日

議案第28・29号 資料1-1

議案第28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

No.	改正箇所等	改正内容	目的
1	国の基準 第6条第2項及び3項 (従業者)	基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに置くことが必要となる常勤ケアマネジャーの人員基準を見直し。	●ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し
2	国の基準 第7条第3項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除。	●管理者の兼務範囲の明確化
3	国の基準 第8条第2項及び第3項 (説明及び同意)	事業者の負担軽減を図る観点から、説明事項の一つである前6か月のサービス利用割合等に対し利用者等の理解を得ることについて努力義務とする。	●支援提供時の説明事項に対する理解等取得義務の緩和
4	国の基準 第9条の2 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、様様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(新規)	●身体的拘束等の適正化の推進

議案第28・29号 資料1-2

議案第29号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

No	改正箇所等	改正内容	目的
1	国の基準 第6条 (従業者)	事業所ごとに1以上の介護支援専門員を必置とする。	●本事業に民間主体の参入が可能となったことによる人員配置の見直し
2	国の基準 第7条 (管理者)	(地域包括支援センター) 原則、管理者は、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。 (指定居宅介護支援事業者) 原則、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を必置にする。管理者は管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合等を除き、当該職務に専従する者とする。	●本事業に民間主体の参入が可能となったことによる人員配置の見直し
3	国の基準 第8条第3項 (説明及び同意)	本事業に民間主体の参入が可能になったことによる、「担当職員」の定義の改正。	●本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備
4	国の基準 第10条第1項 (指定介護予防支援の業務の委託)	本事業に民間主体の参入が可能になったことによる、「業務の委託」の改正。	●本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備
5	国の基準 第14条の3 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(新規)	●身体的拘束等の適正化の推進

議案30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…①

議案31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について…②

1 運営基準等の改正の基本的な考え方

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として①平成18年厚生労働省令第34号及び②平成18年厚生労働省令第36号が一部改正されたことに伴い、条例の所要の整備を行うもの。

2 主な改正個所

(1) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

①…第8条他 ②…第8条他

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

①…第11条の2及び第42条第3項 ②…第17条の3及び第29条第3項

※ (ア)について、1年の経過措置期間を設けることとする。

(3) 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

①…第38条第1項及び第74条第1項 ②…第25条第1項

(4) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

①…第53条第11項

(5) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

①…第61条の2

(6) 介護療養型医療施設の廃止

平成30年（2018年）に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除する。

①…第7条第5項他 ②…第24条第6項

3 施行年月日 令和6年4月1日

議案第30・31号 資料1-1

議案第30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

No.	改正箇所等	改正内容	目的
第二章 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護			
1	国の基準 第7条第5項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となつた介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
2	国の基準 第8条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
3	国の基準 第11条の2 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、様様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない	●身体拘束等の適正化の推進
第三章 指定夜間対応型訪問介護			
4	国の基準 第19条第4項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となつた介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
5	国の基準 第20条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第三章の二 指定地域密着型通所介護			
6	国の基準 第23条の4 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第三章の四 指定療養通所介護			
7	国の基準 第23条の13 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第四章 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護			
8	国の基準 第26条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

No	改正箇所等	改正内容	目的
第五章 共用型指定認知症対応型通所介護			
9	国の基準 第34条第1項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第六章 指定小規模多機能型居宅介護			
10	国の基準 第37条第6項 (従業者)	平成30年（2018年）に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
11	国の基準 第38条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	●管理者の兼務
12	国の基準 第42条第3項 (身体的拘束等の禁止)	身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける※	●身体的拘束等の適正化の推進
第七章 指定認知症対応型共同生活介護			
13	国の基準 第47条第1項、 第4項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第八章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護			
14	国の基準 第53条第7項 (従業者)	平成30年（2018年）に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
15	国の基準 第53条第11項 (従業者)	複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が認められる施設の看護職員等の配置基準を利用者数が3につき「1以上」を「0.9以上」に緩和	●生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化
16	国の基準 第54条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

No	改正箇所等	改正内容	目的
第九章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
17	国の基準	第61条第8項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となつた介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除
18	国の基準	第61条の2 (緊急時等の対応)	配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける
19	国の基準	第62条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除
第十一章 指定看護小規模多機能型居宅介護			
20	国の基準	第73条第7項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となつた介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除
21	国の基準	第74条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

※1年の経過措置期間あり

議案第30・31号 資料1-2

議案第31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定める条例

No.	改正箇所等	改正内容	目的
第二章 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護			
1	国の基準 第8条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
2	国の基準 第17条の3 (身体的拘束等の禁止)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない	●身体的拘束等の適正化の推進
第三章 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護			
3	国の基準 第21条 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化
第四章 指定介護予防小規模多機能型居宅介護			
4	国の基準 第24条第6項 (従業者)	平成30年(2018年)に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となつた介護療養型医療施設の経過措置期限であるR6.3.31を迎えるにあたり、「介護療養型医療施設」を削除	●介護療養型医療施設の廃止
5	国の基準 第25条第1項 (管理者)	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	●管理者の兼務
6	国の基準 第29条第3項 (身体的拘束等の禁止)	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける※	●身体的拘束等の適正化の推進
第五章 指定介護予防認知症対応型共同生活介護			
7	国の基準 第34条第1項、 第4項 (管理者)	介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除	●管理者の兼務範囲の明確化

※1年の経過措置期間あり

地域密着型サービスの概要について

1 地域密着型サービスの概要

- ・住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適當なサービス類型として創設。(平成18年4月改正)
- ・市町村がサービス事業者の指定権限を有する。
- ・原則として、当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能。
(当該市町村長の同意があれば、他市町村の被保険者も利用可能)
- ・市町村が、サービス事業者を指定するにあたっては、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

2 サービスの種類

サービス種類	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (定期巡回)	定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うとともに、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス(訪問看護事業所と連携して実施する方法もある。)
夜間対応型訪問介護 (夜間対応型)	夜間ににおいて、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うサービス
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (認知デイ)	認知症であるものについて、老人福祉法に規定する施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス (形態) <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独型：特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所 (定員：単位ごとに12人以下) ・ 併設型：特別養護老人ホーム等に併設されている事業所 (定員：単位ごとに12人以下) ・ 共用型：グループホーム、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設の居間や食堂においてその施設の利用者とともに行うもの (定員：グループホーム：ユニットごとに3人以下 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設： ユニットごとにユニットの入居者と合わせて12人以下 その他の施設：1施設ごとに3人以下)

サービス種類	概要
小規模多機能型居宅 介護 介護予防小規模多機 能型居宅介護 (小多機)	<p>心身の状況、置かれている環境等に応じて、選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス</p> <p>(形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体事業所 (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下) ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下 ・ サテライト事業所 (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)
認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護 (グループホーム)	<p>認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス（予防給付は、要支援 2 のみ対象）</p> <p>(形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（定員：9 人以下） ・ II 型（定員：18 人以下）
地域密着型特定施設 入居者生活介護	<p>有料老人ホーム等であって、入居者が要介護者、配偶者等に限られるもの（「介護専用型特定施設」）のうち、入居定員が 29 人以下であるサービス</p>
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護 (地域密着型特養)	<p>老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 29 人以下であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とするサービス</p>
看護小規模多機能型 居宅介護 (看多機)	<p>訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせて提供するサービス</p> <p>(形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体事業所 (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下) ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下 ・ サテライト事業所 (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)
地域密着型通所介護	<p>日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス</p>
共生型地域密着型通 所介護	<p>障害児・者が 6 5 歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児・者が共に利用できるサービス</p>

議案第32号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件 説明資料

1 改正趣旨

国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴う所要の整備

2 改正内容

(1) 国民健康保険法施行令の一部改正関係

ア 保険料賦課限度額の引上げ（後期高齢者支援金等分）（第13条の6の10、第17条の6）

区分	現行	改正後	増減
基礎賦課額	65万円	65万円	なし
後期高齢者支援金等賦課額	22万円	24万円	+2万円
介護納付金賦課額	17万円	17万円	なし
合計	104万円	106万円	+2万円

※ 後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療費に充てるための現役世代等からの支援金（後期高齢者医療費の約40%）

※ 賦課限度額が引き上げられるということは、より高所得者に負担を求めるようとするもの

（参考）賦課限度額の推移

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基礎分	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円
後期分	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円
介護分	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	96万円	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円

イ 保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5割軽減及び2割軽減）（第17条の2）

（ア）次表により算出された額以下の場合、5割軽減に該当

区分	軽減判定所得基準額
現行	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数
改正後	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × 被保険者数

※ 7割軽減に該当する場合を除く。

（イ）次表により算出された額以下の場合、2割軽減に該当

区分	軽減判定所得基準額
現行	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数
改正後	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × 被保険者数

※ 7割軽減及び5割軽減に該当する場合を除く。

※ 軽減判定所得基準額が引き上がることで、より軽減に該当しやすくなる。

※ 軽減により減額された額は、公費（県3/4、市1/4）により補填される。

※ 令和以降における保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5割軽減及び2割軽減）は、令和元年度、令和2年度、令和5年度、令和6年度に行われている（令和3年度には、税制改正に伴う算定式の見直しあり）。

(2) 国民健康保険法の一部改正関係

退職者医療制度の経過措置の終了に伴う条文の整理（第9条の2ほか）

3 施行日

令和6年4月1日

4 経過措置

改正後の宇部市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第49号

調停の成立について

下記のとおり調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 当事者

(1) 申立人

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市

宇部市長 篠崎圭二

(2) 相手方

宇部市恩田町三丁目4番21号

株式会社翔設計

代表取締役 北奥康親

宇部市小松原町二丁目4番18号

株式会社島田工務店

代表取締役 島田政明

2 事件名

求償金請求調停申立事件

山口地方裁判所 令和5年(ノ)第5号

3 事件の概要

平成29年6月に宇部市立桃山中学校において発生した高圧ケーブル切断事故により、市がUBE株式会社に支払った解決金について、市は、解決金の一部を当該事故の利害関係人である相手方に対し求償したものの、合意に至らなかつたため、令和5年4月28日、当該利害関係人を相手方として

山口地方裁判所に当該求償金の支払いを求める調停を申し立てたもの

4 調停条項

- (1) 相手方らは、申立人に対し、本件解決金として、連帶して、金 2,000,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方らは、申立人に対し、前項の金員を連帶して令和6年4月30日限り、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方らの負担とする。
- (3) 申立人は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 手続費用は各自の負担とする。

議案第49号 調停の成立について

宇部市立桃山中学校において、平成29年6月に発生したUBE株式会社(当時：宇部興産㈱)所有高圧ケーブル切断事故により、市が同社に支払った解決金について、当該事故の利害関係人に対し、解決金の一部の負担を求めたが合意に至らなかつたため、令和5年4月28日、当該利害関係人を相手方として山口地方裁判所に当該求償金の支払いを求める調停申し立てを行いました。

このたびの議案は、当該求償金請求調停申立事件について、調停案に基づき、下記相手方との調停成立を図るため、市議会の議決を求めるものです。

1 議案提出までの主な経緯

- ・平成29年6月29日：桃山中学校新体育館建設のための柱状改良工事の試掘作業を重機で行っていた際、誤って地中に埋設されていた高圧ケーブルを切断する事故が発生(人的被害なし)。
- ・令和元年10月7日：市とUBE株式会社で協議を進めるも、主張が折り合わなかつたため、UBE株式会社が市を相手方として、山口地方裁判所へ損害賠償の調停申立て
- ・令和4年7月14日：令和4年6月議会での承認を経て、UBE株式会社との調停成立
- ・令和4年8月12日：調停に基づき、市がUBE株式会社に対し、解決金2億6,849万2,915円を支払い
- ・令和4年11月11日：利害関係人(相手方)に対し、1,342万4,645円(UBE株式会社に支払った解決金の5%相当額)の負担を請求
- ・令和5年4月28日：代理人弁護士を通して、双方協議を進めるも、合意に至らなかつたため、令和5年3月議会での承認を経て、市が利害関係人を相手方として、山口地方裁判所へ求償金請求の調停申立て
- ・令和6年1月26日：調停委員会から調停案の提示
- ・令和6年2月20日：調停案に基づき、議案第49号提出

2 調停の当事者

- ・申立人 宇部市
- ・相手方 株式会社 翔設計（設計・監理受注業者）
株式会社 島田工務店（工事受注業者）

3 調停案の要旨

- ・事故の利害関係人である相手方2者が連帶して、令和6年4月30日までに、解決金200万円を市に支払うことにより解決を図るもの

4 調停の成立

- ・議会の承認がいただければ、次回の調停委員会(令和 6 年 3 月 29 日開催予定)において調停成立となる予定